

「方針と手続き」

目次

「方針と手続き」	7
第 1 条 - はじめに	7
1.1 準拠文書.....	7
1.2 方針の目的.....	7-8
1.3 準拠文書の変更.....	8
1.4 遅延.....	8
1.5 方針と条項の分離.....	9
1.6 権利の放棄.....	9
1.7 執行.....	9
第 2 条 - ステムテックのインディペンデント・メンバーの ステータス	9
2.1 登録申請.....	9-10
2.2 登録の受け付け.....	10
2.3 ステムテックのメンバー・キット.....	10
2.4 ID 番号.....	10-11
2.5 本人確認のための番号.....	11
2.6 製品の購入は不要.....	11
2.7 メンバーのメリット.....	11
2.8 複数の本登録用紙.....	12
2.9 ステムテックのインディペンデント・メンバーシップの運営.....	12
2.10 法定年齢.....	12
2.11 世帯にSTEMTECHの複数のメンバーシップ.....	13
2.12 ご家族または関係者による行為.....	13-14

2.13 法人、組合、企業合同、その他の事業体.....	14
2.14 本事業体の報告要件.....	14
2.15 本事業体というステータスへの、または本事業体というステータスからの転向.....	14
2.16 仮名／商号略称.....	15
2.17 本メンバーシップ契約の年次更新.....	15
2.18 更新料.....	15-16
2.19 独立業務請負人というステータス.....	16
2.20 補償の同意.....	16
2.21 所得税の申告.....	17
2.22 法律の順守.....	17
2.23 独占的なテリトリー.....	17
2.24 勧誘禁止.....	17-18
2.25 本メンバーシップ契約書の変更.....	19
2.26 住所や電話番号の変更.....	19
2.27 セカンダリ・メンバーの追加.....	19-20
2.28 非アクティブ.....	20
第3条 - スポンサーシップとトレーニング	20
3.1 スポンサー.....	20-21
3.2 継続的な指導.....	21
3.3 ダウンライン組織との継続的な接触.....	21
3.4 継続的なセールス.....	21
3.5 登録者やプレースメント・スポンサーの移転.....	21-22
3.6 クロス・スポンサー.....	22
3.7 自発的な解除と登録の再申請.....	22-23
3.8 ステムテックのメンバーシップの売却、移転または譲渡.....	23
3.9 メンバーの死亡を受けての移転.....	23-24

3.10	メンバーの意思能力喪失を受けての移転.....	24
3.11	ステムテックのメンバー間の契約.....	24
3.12	機密保持とジニオロジー・レポート.....	25
3.13	当社への忠誠.....	25
3.14	離婚を含む、ステムテックのメンバーシップの解消.....	26

第 4 条- 商標、資料および広告・宣伝.....26

4.1	一般事項.....	26-27
4.2	商標と著作権.....	27
4.3	資料.....	27
4.4	不特定多数に向けたリクルート、セールス・テクニクおよびホームページの利用.....	28
4.5	カタログやマガジンによる広告・宣伝と販売促進.....	28
4.6	活字広告.....	28-29
4.7	電話番号簿への掲載とディスプレイ広告.....	29
4.8	電子媒体.....	29
4.9	エンドースメント.....	29
4.10	マスメディアとマスメディアからの問い合わせ.....	29-30
4.11	ステムテックの従業員との偽称.....	30
4.12	テレマーケティング.....	30

第 5 条 - ステムテックのメンバーのステータスと報酬.....30

5.1	本メンバーシップ契約書.....	30
5.2	オンライン以外の暦月.....	31
5.3	お支払い日.....	31
5.4	報酬を獲得する資格.....	31
5.5	製品とマーケティング資料の返品にともなう調整.....	31
5.6	誤りや遺漏.....	31-32

第 6 条 - 国際メンバーシップ	32
6.1 国際的なマーケティング.....	32
6.2 外国でのセールス活動とビジネス構築活動.....	32
第 7 条 - 製品の売買、支払いおよび発送	33
7.1 超過在庫につながる購入の禁止.....	33
7.2 クロスラインやダウンラインへの卸売り.....	33
7.3 製品のセールス.....	33
7.4 お支払方法.....	33
7.5 パーソナル・チェックについての方針.....	33-34
7.6 第三者によるクレジット・カード & 当座預金口座の利用禁止.....	34
7.7 製品とマーケティング資料のタイムリーな引渡し.....	34
7.8 破損品.....	34-35
7.9 価格の改正.....	35
7.10 小売価格の設定とレシート.....	35
7.11 免除または小売の証明書.....	35
7.12 米国の売上税.....	35
7.13 小売店.....	35
7.14 陳列スペース.....	35
7.15 オーダーについての方針.....	35
7.16 バック・オーダーについての方針.....	35-36
7.17 オーダー品の確認.....	36
7.18 預かり金.....	36
第 8 条 - 小売りの保証、返品および返金	36
8.1 小売顧客からの返品.....	36
8.2 メンバーからの返品（個人消費用に購入された製品）.....	36-37
8.3 解除にともなう返品.....	37

8.3.1 ジョージア州在住者のみ対象.....	37
8.3.2 モンタナ州在住者のみ対象.....	37
8.4 返品の手順、返品の許可書（Authorization）	38
第 9 条- 解除と非更新.....	39
9.1 非自発的な解除.....	39
9.2 自発的な解除.....	39
9.3 非更新.....	39
9.4 非アクティブによる解除.....	39-40
9.5 解除や非更新の効果.....	40
第 10 条 - 紛争の解決と懲戒処分の手続き	40
10.1 苦情とクレーム.....	40
10.2 懲戒処分.....	40-41
第 11 条 - 一般条項.....	41
11.1 製品の宣伝.....	41
11.2 収入の宣伝.....	41-42
11.3 バック・オフィスへのアクセス.....	42
11.4 政府の公認.....	42
11.5 裁判管轄権と裁判籍.....	42
11.6 仲裁.....	42-43
11.7 完全なる合意.....	43

ステムテック・インターナショナル社

日本のメンバーシップに関する

「方針と手続き」

第1条-はじめに

1.1- 準拠文書

ステムテック・インターナショナル社（以下「ステムテック」または「当社」）の準拠文書（総称して「本契約（書）」）は、その現在の形、およびステムテックが単独の自由裁量で随時修正した場合には、その修正後の形で、一括して、次のように定義されるものとします。

- (a) インディペンデント・メンバーの登録用紙および契約書と、そこに記載された条件（「本登録用紙」または「本メンバーシップ契約（書）」）、および
- (b) その現在の形、およびステムテックが単独の自由裁量で随時修正した場合には、その修正後の形の、本「方針と手続き」（「方針と手続き」）、および
- (c) ステムテックが単独の自由裁量で随時修正できるステムテックのマーケティング／コンペンセーション・プラン

ここに記載された「方針と手続き」は、本契約書に組み込まれ、その不可分の一部を構成します。本「方針と手続き」で「本契約（書）」という用語が使用された場合、それは上記の定義に従った、ステムテックの準拠文書を意味します。「方針と手続き」の最新版を読み、理解し、それを守り、確実にそれを認識し、それに従いビジネスを運営することは各ステムテック・インディペンデント・メンバーの責任です。新規メンバーをスポンサーまたは紹介するにあたっては、本メンバーシップ契約書に署名をする前に、登録申請者に準拠文書の最新版を渡すことがスポンサーをするメンバーの責任です。

1.2- 方針の目的

ステムテックは、インディペンデント・メンバーを通じて製品のマーケティングを行うダイレクト・セールス会社です。ステムテックとステムテックの各メンバーシップの成功と評判を支えるのは、ステムテックの製品とサービス、そしてステムテックのオポチュニティ（機会）のマーケティングを担う人たちの誠実さであることをぜひとも理解してください。それゆえ、ステムテックのメンバーには、次のことに同意していただきます。

非倫理的な商取引が、当社とその製品、オポチュニティ（機会）、メンバー層全体の評判と成功に著しいダメージを与えかねないことを理解して、最高レベルの正直さと誠実さ、公平さをもって、行動をし、顧客や他のメンバーに接してください。誤解を招くような宣伝や許

可されていない宣伝をせずに、当社が作成した資料に記載された情報に従い、ステムテックの製品とサービスについて、余すところなく説明してください。ステムテックのメンバーを対象としたコンペンセーション・プランについて、誇張することなく、ありのままの内容をメンバー候補全員に説明してください。メンバーの監督やトレーニングに全力を尽くすなど、他のメンバーをスポンサーするにあたっての義務をすべて果たしてください。当社の「方針と手続き」（随時修正でき、修正されたときにはその修正後の内容）と、適用されるすべての法律、規則、条例を熟知し、それを守ってください。インディペンデント・メンバーとステムテックの間の関係を明確にし、容認できる業務上の行動の基準をきちんと定めるために、ステムテックでは準拠文書を整備しました。ステムテックのメンバーは、準拠文書に加えて、ステムテックのメンバーシップに適用される国、県、州、市町村、地方の法律、法典、規則、法規、規定に定められた全条件を順守する必要があります。このような業務基準に不慣れなメンバーもいるかもしれません。そのため、ステムテックのメンバー全員が準拠文書を読み、理解し、これに従うことがとても大切です。この「方針と手続き」にある情報をよく検討してください。方針や手続きについて不明な点などありましたら、メンバー・サービス部（Member/Distributor Service Department）にお問い合わせください。

1.3 – 準拠文書の変更

国、県、州、市町村、地方の法律、法規、法典、規則などと、事業環境が変わることがあるため、ステムテックは、その単独の自由裁量で、準拠文書と価格を採用、追加、撤回、修正および／または改正する権利を留保します。本メンバーシップ契約書に署名をすると、そのメンバーは、ステムテックが決めたすべての修正または改正に従うことに同意したことになります。修正および／または改正は、通知の公表から 30 日以上経つと効力を持つものとします。修正の通知は、次に挙げる方法など、取引通念上妥当な方法でなされるものとします。

ステムテックのホームページ（www.Stemtechbiz.com）、メンバー宛ての電子メール、ステムテックの定期刊行物への記載および／または製品のオーダー、ボーナスのチェックを送る郵便物、その他の特別な郵便物への同封

ステムテックのメンバーがメンバーシップの運営を継続している場合、あるいは報酬を引き続き受け入れた場合、そのメンバーには、すべての修正を容認していただいたとみなすものとします。

1.4 – 遅延

ステムテックは、ストライキ、労働争議、暴動、戦争、火災、自然災害、死亡、当事者の供給源の縮小、メンバーによる製品代金支払いの問題、および／または政府の法令もしくは命令など、その合理的な支配を超えた状況により、自らの義務の履行が取引通念上、実行不可能であるとき、その遅延もしくは不履行に対して責任を負わないものとします。

1.5 - 方針と条項の分離

(その現在の形、およびステムテックが単独の自由裁量で随時修正した場合には、その修正後の形の) 本契約書の条項が、いかなる理由であっても、無効または執行不能であることが判明しても、その条項の無効な部分だけを分離し、その他の条項は有効に存続し、このような無効または執行不能な条項が本契約書の一部を構成していなかったかのように解釈されるものとします。

1.6 – 権利の放棄

当社は、本契約書と、業務遂行に適用される法律の順守を強く求める権利を決して放棄いたしません。ステムテックが本契約に基づく権利や権能、あるいは本契約の義務や条項のメンバーによる厳格な順守を強く求める権利や権能を行使しなかったとしても、あるいは本契約書の条件に反した慣習ややり方が当事者にみられたとしても、それは本契約の厳密な順守を求める権利をステムテックが放棄したことにはあたらないものとします。当社の役員以外、権利の放棄を許可することはできません。メンバーによる特定の違反に対する権利をステムテックが放棄したとしても、それが、その後の違反にかかわるステムテックの権利に影響を与えたり、これを損ねたりせず、また、どのような形であっても、他のメンバーの権利や義務に影響を与えないものとします。違反により生じた権利をステムテックが行使するのが遅れたこと、または行使しなかったことが、その違反やその後の違反にかかわるステムテックの権利に影響を与えたり、これを損ねたりしないものとします。

1.7 – 執行

ステムテックに対するメンバーの請求または訴訟原因の存在は、ステムテックが本契約書の条件や条項を執行する妨げにはならないものとします。

第2条 – ステムテックのインディペンデント・メンバーのステータス

メンバー価格で製品を購入し、ステムテックの製品とサービスを販売し、他の登録申請者をステムテックのオポチュニティ（機会）にスポンサーし、ステムテックのオポチュニティ（機会）の下でコミッション、ボーナス、ジェネレーション・オーバーライドを受け取る許可をステムテックから得るためには、登録申請者は次の手続きをすべて踏まなければなりません。

2.1 - 登録申請

ステムテックのアクティブメンバーとして活躍したいと考えていらっしゃる方は、本登録用紙に必要な事項を記入するか、オンライン登録をしていただく必要があります。不備のある登

録申請は受け付けることができません。本登録用紙は、次の方法で、メンバー・サービス部（Member/Distributor Service Department）に送付してください。

- (a) クレジット・カードを使用するとき：必要事項を記入のうえ、本登録用紙の表面と裏面をメンバー・サービスにファクス送信。重複を避けるため、ファクス後に、コピーや原本を郵送などで送ることはご遠慮ください。
- (b) チェックかクレジットカードを使用するとき：必要事項を記入し、署名のうえ、メンバー・サービス宛てに、必要な金額のチェックなどを同封して原本を郵送。
- (c) オンライン登録をする方は、クレジットカードかデビット・カードでのお支払いとなります。

2.2 - 登録の受け付け

登録申請が、メンバー・サービス代理に受け付けられなければ、メンバーになることはできません。ステムテックは、登録申請を許可しない権利を留保します。本メンバーシップ契約の期間は、ステムテックが受け付けた日（「発効日」）から1年間です。更新手続きについては、第2条 2.17 から第2条 2.18 を参照してください。ステムテックのメンバー・キットがお手元に届いたら、それは、ステムテックのインディペンデント・メンバーになり、ステムテックのメンバーシップを運営する許可が下りたお知らせです。

2.3 - ステムテックのメンバー・キット

プライマリ（第一の）登録申請者は、用紙やトレーニング資料、マーケティング資料などが入ったステムテックのメンバー・ビジネス・キット（「キット」）を購入する必要があります。

キットを購入すると、（該当する場合）当社のニュースレターを12ヵ月間無料で購読することが可能です。キットを購入していただいても、そのメンバーと、フランチャイズ、ジョイントベンチャー、その他の事業者としての関係を結ぶことにステムテックが同意したことにはなりません。

2.4 - ID 番号

ステムテックが登録を受け付けた登録申請者は、ステムテックからインディペンデント・メンバーとみなされ、インディペンデント・メンバーシップを運営することができます。ステムテックは、そのメンバーシップに対して個人ID番号（「ID番号」）を発行します。1つのメンバーシップのアクティブな個人は全員、同じID番号を使用しなければなりません。例えば、スーザン・スミスさんがプライマリ（第一の）登録申請者、その夫のエド・スミスさんがセカンダリ（第二の）登録申請者で、この二人はスミス&スミス名義でビジネスを行

っているとします。その場合、スーザンもエドも、ステムテックが割り当てた、同じ ID 番号の「4」を使わなければなりません。処理の遅れを防ぐために、通信やオーダーなどにはすべて、そのメンバーの ID 番号を記入することになっています。

2.5 – 本人確認のための番号

ステムテック・ジャパンのインディペンデント・メンバーには全員、有効な健康保険証の番号など、本人確認のための番号を当社に教えていただくことになっています。本人確認の番号が正しく記載されていない登録申請は受け付けることができません。

2.6 - 製品の購入は不要

メンバーになるために、ステムテックの製品を購入する必要はありません。

2.7 - メンバーのメリット

登録申請が受け付けられると、上の第 2 条 2.2 に従い、インディペンデント・メンバーになり、次のようなメリットを得ることが可能です。

- (a) ステムテックの特定の製品とサービスを卸売価格で購入することが可能。
- (b) 認められている場合（現在、日本マーケットでは認められていません）、ステムテックの製品を小売販売（詳しくはステムテックの公式な資料に記載されています）。
- (c) ステムテックのオポチュニティ（機会）の下で報酬を獲得（必要な資格を満たし、かつ、規則などを順守し必要な料金などを支払っている優良なメンバーが対象）。
- (d) 他の人をメンバーとしてステムテックのオポチュニティ（機会）にスポンサーし、それによりメンバー組織を構築して、コンペンセーション・プランによりこれを展開。
- (e) ステムテックの資料などの通信を定期的に受け取る。
- (f) しかるべき料金を支払って、ステムテックが主催するサポート、サービス、トレーニング、モチベーションを高めるイベント、表彰式などに参加（該当する場合で、規則などを順守し必要な料金などを支払っている優良なメンバーが対象）。
- (g) ステムテックがメンバーのために主催するプロモーションやインセンティブのためのコンテストやプログラムに参加。

2.8 – 複数の本登録用紙

スポンサーしたメンバーが同じであることがわかる複数の本登録用紙が同じ登録申請者から送られてきた場合、ステムテックでは最初に受け取った本登録用紙しか処理いたしません。複数の本登録用紙が送られてきて、それぞれスポンサーしたメンバーが違うことがわかる情報が記載されていた場合、ステムテックは、登録申請者にもスポンサーをしたメンバーにも事前に通知をせずに、どのメンバーを、スポンサーしたメンバーと認めるかを定める権利を留保します。

2.9 - ステムテックのインディペンデント・メンバーシップの運営

登録申請が受け付けられ、キットの支払いが済んだら、ステムテックのインディペンデント・メンバーシップを運営することが可能です。メンバーのビジネスの成功をお手伝いするために、ステムテックは次のようなビジネスへの取り組みを推奨しています。

- (a) メンバーによっては、営業許可証を取得し、これを保持しなければならない場合があります。この点については、お住まいの地域の担当当局に直接問い合わせてください。ステムテックのオフィスには、国や地域を問わず、政府の営業許可に関わる要件のリストがありません。
- (b) メンバーによっては、商号略称証明書を提出しなければならない場合があります。この点については、お住まいの地域の担当当局に直接問い合わせてください。ステムテックのオフィスには、どの国の政府機関のリストもありません。ステムテックの商号使用制限については、第 2 条 2.16 を参照してください。
- (c) ステムテックでは、自分自身が行った商取引を完全かつ正確に記録することを全メンバーに強くお勧めしています。

2.10 – 法定年齢

日本国内では 20 歳以上でなければ、プライマリメンバーになることができません。本登録用紙の内容は契約上の合意となります。そのため、プライマリ・メンバーは、契約上の合意や働くことに単独で責任を負うことのできる（住んでいる国の）法定年齢に達していなければなりません。20 歳未満の方（「未成年者」）であっても、プライマリ・メンバーの保護者と同じ本登録用紙で、セカンダリ・メンバーとして登録することが可能です。ステムテックには、国や地域を問わず、法定年齢の要件についての情報がありませんので、担当当局に直接問い合わせてください。

2.11 – 世帯にステムテックの複数のメンバーシップ

1人のメンバーは、ステムテックの1つのメンバーシップを運営し、1つのメンバーシップに対する（制定法上、衡平法上の）権利を得ることしかできず、ステムテックの2つ以上のメンバーシップの運営、あるいはステムテックの2つ以上のメンバーシップから報酬を得ることはできません。ただし、真正な遺書または遺言書に従いメンバーがビジネスを受け継ぐ場合には、この方針の特例措置の適用を検討いたします。配偶者を除き、同一世帯の家族は、ステムテックの2つ以上のメンバーシップで登録することや、ステムテックの2つ以上のメンバーシップに対する権利を得ることができません。ここでいう「同一世帯の家族」とは、保護者と、扶養され、同居しているか、同じ住所でビジネスをしているその子供のことで

ご夫婦が1つのステムテック・メンバーシップでアクティブメンバーとして活動する場合、ご夫婦の両方が本メンバーシップ契約書に署名する必要があります。本メンバーシップ契約書に必要事項を記入し、署名をしなければ、ステムテックのオポチュニティ（機会）の下で承認を受けることができません。ステムテックは、本メンバーシップ契約書への必要事項の記入と署名をしていない配偶者などが、(a) ステムテックの製品、オポチュニティ（機会）、サービスを販売すること、(b) その夫または妻のメンバーシップ・アカウントを使ってステムテックから直接製品とサービスを購入すること、(c) ステムテックのオポチュニティ（機会）の下で承認を受けることを禁じる権利を留保します。本第2条 2.11 のいかなる条項も、第2条 2.12 の適用を制約または制限しないものとします。次のルールを順守していただければ、ご夫婦がそれぞれビジネスを所有し、展開することが可能です。

- (a) 最初にビジネス（「シニア・ビジネス」）を展開する配偶者が、5人のオートシップ・メンバーかオートシップ小売顧客を紹介し、継続するまで、その夫または妻が独立してビジネス（「ジュニア・ビジネス」）を展開することは禁止。
- (b) 後で登録し、独立してビジネス（「ジュニア」ビジネス）を展開する配偶者は、その夫または妻（「シニア」ビジネス）がスポンサーとなり、シニア・ビジネスのすぐフロントラインにプレースメント。
- (c) ジュニア・ビジネスはリーダーシップ・パッケージの購入を禁止。
- (d) ジュニア・ビジネスに認められている初回最大購入限度は、299米ドルのファーストスタート・パック。
- (e) ご夫妻が以前にステムテックの本登録用紙に2人で署名をして、何らかのポジションで活動をしていた場合、いずれか1人が共同のポジションを辞め、200米ドルの手数料を支払い、先に説明した別のポジションを構築。

2.12 – ご家族または関係者による行為

仮にメンバーが行ったとしたら本契約の条項の違反にあたるであろう行為にメンバーのご家族が関与した場合、このような活動はそのメンバーによる違反とみなされ、ステムテックは懲戒処分を下すことができます。同じく、法人、組合、企業合同、その他の組織体といかな

る形であっても関係のある個人（総称して「関係者」）が本契約書に違反した場合、このような行為はその事業体による違反とみなされ、ステムテックは、本契約書の第9条および／または第10条の記載に従い、その事業体に対して懲戒処分を下すことができます。

2.13 - 法人、組合、企業合同、その他の事業体

法人、組合または企業合同（総称して「本事業体」）も、ステムテックのメンバーとして登録申請することができます。ステムテックは、あらかじめ要請することにより、本事業体の設立証明書、組合契約書（合名会社の定款）、企業合同の書類（これらの書類を総称して「本事業体書類」）を精査する権利を留保します。本登録用紙には、その本事業体の名称をプライマリ・メンバーとして必要事項を記入のうえ、その本事業体の権限を持つ当事者をセカンダリ・メンバーとして、その署名を付す必要があります。本事業体のID用紙（ID Form）については、やはり必要事項を記入のうえ、本登録申請用紙と一緒に提出してください。本事業体に所属する個人は、ステムテックに対する債務に連帯責任を負い、また準拠文書の条件を順守する必要があります。本事業体の役員、取締役、株主および／または受託者の近親者は、ステムテックのインディペンデント・メンバーとして個人登録することができません。

2.14 - 本事業体の報告要件

株式、組合の持分、企業合同の持分を売却もしくは発行したときには、必ず知らせてください。また、新たな役員、取締役、株主、組合員、構成員・社員、受託者も、セカンダリ・メンバーとして、個別の登録用紙に必要事項を記入する必要があります。ステムテックは、ここに記載された登録申請手続きを終えていない者に株式、組合の持分、企業合同の持分、その他の持分を売却もしくは発行した場合、その本事業体の本メンバーシップ契約を解除するなど、懲戒処分を下す権利を留保します。

2.15 - 本事業体というステータスへの、または本事業体というステータスからの転向

ステムテックのメンバーは、新たな本登録用紙を提出すれば、組合、法人、企業合同へ、もしくはこれらから、あるいは1つの形態の本事業体から別の形態の本事業体へ、同じスポンサーの下で、そのステータスを変えることができます。本登録用紙を修正して提出する場合、記録の変更にはスポンサーの署名が必要ないため、スポンサーの署名欄に「記録変更」と明記してください。

コミッションとボーナスの支払い手続きは、新たなメンバーシップの名称／名前で行われます。

2.16 - 仮名／商号略称

個人であっても、本登録用紙にその個人または本事業体の合法的に登録／登記された氏名／名称を記載すれば、仮名または商号略称で登録申請して、ステムテックのインディペンデント・メンバーになることが可能です。仮に、ジョン・スミス／DBA（営業上使用している通称）-「スミス・エンタープライズ」とした場合 -スミス・エンタープライズはプライマリ・メンバー、ジョン・スミスがセカンダリ・メンバーになります。ステムテックのメンバーは、ステムテック・インターナショナル社の名称および／またはステムテックおよび／またはその製品やサービスに関係するその他の名前／名称を使って、いかなる種類の申請書もしくは書類も、政府機関に提出することができません。

2.17 - 本メンバーシップ契約の年次更新

本メンバーシップ契約の期間はステムテックがそれを承諾した日（「本応当日」）から1年です。ステムテックもメンバーも、本メンバーシップ契約を更新しないことを選択できます。ステムテックとメンバーは、更新の拒絶にかかわる請求を相手に行う権利を放棄します。本メンバーシップ契約の更新を選択したメンバーは、本応当日の翌月の月初日に年次更新料を支払い、その年の更新を行う必要があります。この支払いが遅れると、遅滞料と違約金が発生しますのでご注意ください。仮に、本登録用紙をステムテックが4月17日に受け付けたとすると、所定の更新日は5月1日になり、メンバーが本契約の更新を選択する各年の5月1日中に更新料がステムテックに届いていなければなりません。本メンバーシップ契約の当期間が満了してから30日以内に更新料が支払われないと、その本メンバーシップ契約は解除されます。ステムテックが更新時期のお知らせをする選択をしたか否かにかかわらず、本メンバーシップ契約を毎年更新することは、メンバー単独の責任です。本メンバーシップ契約の更新をうっかり忘れてしまうことなどが無いよう、メンバー登録用紙と本契約書で、便利な自動更新を選択することをお勧めします。本契約が毎年自動的に更新される、この自動更新を選んでいただくと、更新料がクレジット・カードかデビット・カードから自動的に引き落とされますので、更新をうっかり忘れて遅滞金などが発生する心配がありません。

2.18 - 更新料

更新料は、次の方法のいずれかでお支払いいただけます。:

- (a) メンバー・サービスに電話をして、クレジット・カードか自動決済機関（ACH）を通して更新料を支払う。
- (b) 当社のニュースレター（月毎）の裏面にある更新用紙に必要事項を記入のうえ、メンバー・サービスにファクス送信（この方法は、更新料をクレジット・カードかACHを通して支払う場合のみ）。
- (c) 当社のニュースレター（月毎）の裏面にある更新用紙に必要事項を記入のうえ、更新料を同封してメンバー・サービスに郵送。

(d) 自分のコミッション・チェックから更新料を自動的に差し引くよう、書面でメンバー・サービスに連絡。

(e) 自動更新を選択。

必要な更新料がきちんと支払われないと、更新は認められません。また、更新料を支払うと、プライマリ・メンバーとセカンダリ・メンバーは準拠文書に引き続き従うことに同意したことになります。更新用紙を使用するときには、プライマリ・メンバーと全セカンダリ・メンバー、両方の署名が必要です。また、2 ヶ国以上で本メンバーシップ契約を結んでいるメンバーは、メンバー・サービス部（Member/Distributor Services Department）に連絡をすれば、各国の本メンバーシップ契約を同時に更新することも可能です。

2.19 - 独立業務請負人というステータス

ステムテックのインディペンデント・メンバーは全員、自分のメンバーシップを運営し、自分のメンバーシップに対して責任を負う独立業務請負人です。いかなるメンバーもステムテックの従業員、フランチャイズ、共同企業体、パートナーではありません。メンバーが、ステムテックの従業員、経営者、フランチャイズ、共同企業体、パートナー、代理人、その他の独立業務請負人以外の者であると述べる、または示唆することは、それが口頭であっても書面であっても、固く禁じられています。メンバーには、(a) 何らかの義務にステムテックを拘束する権利、(b) ステムテックの代理として契約を結ぶ権利、および/または(c) ステムテックの従業員としてステムテックを第三者に紹介する権利がありません。

またステムテックのメンバーには、当社にダメージを与えかねない、誤解を招くような宣伝を行う権利や、独立業務請負人というステータスについて虚偽の陳述や表示を行う権利がなく、このような行為をしたメンバーは、懲戒処分を受けることになります。

独立業務請負人というステータスにあるため、メンバーは必要に応じて、当社の顧客サービス部に連絡をし、サポートを受けることが可能です。ただ、当社の顧客サービス部とやり取りをするときには、プロ意識を忘れないください。当社の顧客サービス部とのやり取りでの冒瀆的な言葉や侮辱的な態度は容認できない行為とみなされます。

2.20 - 補償の同意

メンバーは、ステムテックの製品、サービス、オポチュニティ（機会）に関して、ステムテックの公式な資料に記載されていないことを、口頭または書面で述べた場合、それに対して100%責任を負います。メンバーには、自分が許可を得ずに行った紹介/説明や行為の結果として、ステムテックが被った、判決にともなう支払額、民事制裁金、返金額、弁護士費用、裁判費用や事業の喪失による損失額などの、あらゆる債務について、ステムテックとステムテックの取締役、役員、従業員、代理人を補償し、かつ損害を与えないことに同意していただきます。本条項は、本契約の終了後も存続するものとします。

2.21 - 所得税の申告

メンバーは、独立業務請負人であるため、国税、地方税、州税、その他の面で、ステムテックの従業員として扱われません。

メンバーは、財務省が課す、該当する要件に加え、ステムテックの独立業務請負人の活動に適用される国、県、市町村の法律、法規、法令、規定、規則を順守することに責任を負い、またこれを順守することに同意していただきます。ステムテックは各暦年末に、日本、米国またはカナダの法律で義務づけられた、IRS 1099、その他の該当する税務申告書をプライマリ・メンバー（のみ）に発行します。

2.22 - 法律の順守

各メンバーは、自分のメンバーシップの運営にかかわる規約、法規、法令、規約、規則など、国、県、市町村、地方の法律をすべて順守するものとします。メンバーは、所得税や自営業者税の予定納税額を含む、経営上の決定および費用に対して責任を負います。各メンバーシップは、準拠文書および／またはその他のステムテックの公式な刊行物に記載されたガイドラインに沿っていれば、自分の販売方法と営業時間を自由に決めることが可能です。

2.23 - 独占的なテリトリー

ステムテックのインディペンデント・メンバーが、リクルートおよび／またはステムテックの製品の販売を独占的に行うことのできるテリトリー（領域）が自分にあると示唆する、または述べることはできません。日本国内であればどこでも、マーケティング、販売、リクルートを目的とした活動を行うことが可能です。

2.24 - 勧誘禁止

ステムテックのメンバーは、他のダイレクト・セールス、マルチレベル・マーケティング、ネットワーク・マーケティングのベンチャー・ビジネスやマーケティング・オポチュニティ（機会）（総称して「本ダイレクト・セールス」）に自由に参加することができます。ただ、本メンバーシップ契約の期間中に、他の本ダイレクト・セールス会社のマーケティング・オポチュニティ（機会）および／または製品をステムテックの他のメンバーや小売顧客にリクルート、販売促進、および／または販売することはできません。

本メンバーシップ契約が終了しても、(1) 相手が、その元メンバーのダウンライン組織にいたステムテックのメンバーである場合、または(2) 相手が、お互いにステムテックに参加したお陰で出会った、関係を構築した、または知り合ったメンバーや小売顧客であるときには、それから 12 ヶ月間、その元メンバーは、他の本ダイレクト・セールス会社のマーケティング・オポチュニティ（機会）と製品をその相手にリクルート、販売促進、および／または販売することができません。

本メンバーシップ契約の期間中に、他の本ダイレクト・セールス会社のために、ステムテックのメンバーや小売顧客のリクルートや紹介を行うこと、またはこれを試みることは、それが直接であっても間接であっても、あるいは第三者を介したものであっても、固く禁じられています。

このような行為としては、ステムテックのメンバーや小売顧客に本ダイレクト・セールスの他のベンチャー・ビジネスを紹介、または紹介する手助けをすること、本ダイレクト・セールスの別のベンチャー・ビジネスへの参加をステムテックのメンバーや小売顧客に明示的または暗示的に勧めることなどが挙げられます。メンバーが2つ以上のダイレクト・セールス・プログラムを運営すると、利害などの衝突が生じる可能性が極めて高くなります。そのため、別のネットワーク・マーケティングのベンチャー・ビジネスにメンバーや小売顧客の候補などを紹介するときには、その相手がステムテックのメンバーや小売顧客でないことを最初に確かめてください。

「リクルート」とは、ステムテックのメンバーや小売顧客に別の本ダイレクト・セールスのビジネス・オポチュニティ（機会）への登録や参加を、直接、間接、あるいは第三者を通して、勧誘、紹介、推奨、その他の方法で働きかける取り組みをすること、あるいはこれを試みることを意味します。メンバーは、絶対にステムテック製以外の競合する製品やサービスをステムテックの小売顧客やメンバーに販売したり、その販売を試みたりしないでください。ステムテックの製品やサービスと同じジェネリック製品カテゴリーの製品やサービスは、それがいかなるものであっても、競合品とみなされます。例えば、ダイエット・サプリメントはすべて、ステムテックの製品ラインと同じジェネリック製品カテゴリーに入り、費用、品質、成分、栄養素の含有量の違いに関係なく、競合品となります。

メンバーは、ステムテックのビジネスをより成功させるうえで役立つツールと受け取られる可能性のある製品、サービス、アイテムを、ダウンラインやクロスラインのメンバーに販売したり、その販売を試みたりしないでください。ヘルス・ニュース、ヘルス・ジャーナル、Eブックおよび/またはその他の刊行物など、製品やサービスの再販売のために、メンバーが他のメンバーに第三者販売を奨励することはできません。ダウンラインやクロスラインのメンバーと共有できるのは、ステムテック製のアイテムだけです。メンバーは、ステムテックの製品とステムテック以外の製品やサービスの間に関係があると、顧客候補やメンバー候補に誤った認識または誤解を与える可能性のある形で、ステムテックの製品と、ステムテック以外の製品やサービスを一緒に陳列/展示できません。メンバーは、ステムテックのオポチュニティ（機会）や製品を、ステムテック以外のプログラム、オポチュニティ（機会）、製品、サービスと一緒に、小売顧客やその候補に提供することができません。メンバーは、ステムテック関係のマーケティング、セミナー、カンファレンス（ステムテックのインディペンデント・メンバーが主催したイベントを含む）の間やその後に、ステムテック以外のオポチュニティ（機会）、製品、サービスを提供できません。上述の内容にもかかわらず、本条項は、医療関係者がその専門的なサービスと一緒にステムテックの製品を提供することを妨げるものではありません。

2.25 - 本メンバーシップ契約書の変更

メンバーは、本メンバーシップ契約書に記載した情報に変更があった場合、それをすべて書面でステムテックに知らせてください。現在の本メンバーシップ契約書の修正（つまり、本人確認のための健康保険証の番号などの変更）は、プライマリ・メンバーの在住国のメンバー・サービス部（Member/Distributor Service Department）に、変更後の番号など必要事項を記入し、（記録の変更にはスポンサーの署名が必要ないため）スポンサーの署名欄に「記録変更」と明記した本登録用紙を提出すれば、これを行うことができます。またその際には、プライマリ・メンバーと全セカンダリ・メンバー、両方の署名が必要です。本登録用紙の発効日は、最初の本登録用紙をステムテックが受け付けた日のまま変わりません。署名がないなど書類上の不備があるときには、ステムテックではその本登録用紙の情報を変更することができませんので、ご了承ください。

2.26 - 住所や電話番号の変更

確実に製品、サポート資料、報酬のチェックを適時にお届けするには、ステムテックにファイルされた書類が常に最新の状態になっていることが不可欠です。ステムテックの配送サービスでは私書箱に届けることができないため、住所を教えていただく必要があります。引越など住所や電話番号が変わる予定のメンバーは、変更後の住所や電話番号など必要事項を記入し、（記録の変更にはスポンサーの署名が必要ないため）スポンサーの署名欄に「記録変更」と明記した本登録用紙をメンバー・サービス部（Member/Distributor Services Department）に提出してください。またその際には、プライマリ・メンバーと全セカンダリ・メンバー、両方の署名が必要です。製品などを確実に正しい住所にお届けするため、変更はすべて少なくとも2週間前にステムテックに連絡してください。ステムテックが通知を受けてから処理に30日ほど時間がかかる場合がありますが、予めご了承ください。本登録用紙の発効日は、最初の本登録用紙をステムテックが受け付けた日のまま変わりません。署名がないなど書類上の不備があるときには、ステムテックではその本登録用紙の情報を変更することができませんので、ご了承ください。

2.27 - セカンダリ・メンバーの追加

ステムテックの現在のメンバーシップに共同登録申請者（個人であっても、事業体であっても）を追加するときには、プライマリ（第一の）・メンバーの署名が付された要請書と、そのセカンダリ（第二の）・メンバーの本人確認ができる番号、署名、スポンサー署名欄への「記録変更」の明記など必要事項を記入した本登録用紙の両方が必要です。源泉徴収票はプライマリ・メンバーにのみ送付します。第3条3.8の適用逃れを防ぐために、プライマリ・メンバーが最初の本登録用紙の当事者のままであり、これを換えることはできません。プライマリ・メンバーは、当社との関係を終了させたいときには、第3条3.8に従って自分のメンバーシップを売却、譲渡または移転しなければなりません。この手続きを踏んでいただかない場合、プライマリ・メンバーがやめると直ちに、そのメンバーシップは解除されるものとします。すべての報酬の支払いは、記録にあるプライマリ・メンバーの住所に送付され

ます。本項の対象となり、認められる修正に、スポンサーシップの変更は含まれておりませんのでご注意ください。スポンサーシップの変更については、第3条3.5と第3条3.7で取り上げています。ステムテックは、その自由裁量で、ステムテックのメンバーシップを変更するまえに、公正証書の提出を求めることができます。

ステムテックが要請を受けてから処理に30日ほど時間がかかる場合がありますが、予めご了承ください。

2.28 – 非アクティブ

6ヵ月間連続で製品のオーダーをしていない、あるいは直接小売顧客（リーテール・ダイレクト・カスタマー）のオーダーを獲得していないメンバーは、非アクティブメンバーとして登録が抹消（キャンセル）されてしまいます。登録が抹消されると、バック・オフィスにアクセスできなくなり、個人のホームページが閉鎖され、ダウンラインを永久に失うことになります。アクティブメンバーであり続けるために自分の活動をモニターすることは、インディペンデント・メンバーの責任です。非アクティブメンバーから再びアクティブメンバーになるためには、メンバー・サービスに連絡をし、該当する更新料を支払い、製品をオーダーしなければなりません。一旦非アクティブメンバーとして登録が抹消されてしまうと、6ヶ月間、再登録できません。

第3条 - スポンサーシップとトレーニング

3.1 – スポンサー

規則などを順守し必要な料金などを支払っている優良なメンバー（「スポンサー」）には、他の人をステムテックにスポンサーし、紹介する権利があります。また各登録申請者候補には、自分のスポンサーを最終的に選ぶ権利があります。ステムテックのメンバーには、ボーナス・ボリュームが生じたときだけに報酬が支払われる仕組みになっており、新規メンバーをステムテックにスポンサーしても報酬が支払われません。資格の条件を満たすためや追加のコミッションを得るために、架空のメンバーを紹介し、それにより、またはそれに基づきセールス・ボリュームを獲得することは固く禁じられています。本メンバーシップ契約書への署名まえに、登録申請者と一緒に準拠文書の条件を精査することはスポンサーの責任です。また、ステムテックの従業員や代理人として活動をしていると受け取られることを避けるために、最大限の注意を払うことが、スポンサー一人ひとりに期待されています。スポンサーの独立業務請負人というステータスは常に変わらないものとし、また、これが明確に説明されるものとしします。

スポンサーは、自分のダウンラインの別のメンバーの下に新規登録者をプレースメントすることができます（「プレースメント・スポンサー」）。新規メンバーをプレースメント・スポンサーに指名したいときには、新規登録者の本登録用紙が提出されてから1ヵ月目（暦月）

中に（バック・オフィスの「私の組織（My Organization）」にある）「待合室（Waiting Room）」でプレースメントを完了させる必要があります。

3.2 - 継続的な指導

すべてのメンバーは、ダウンラインがステムテックのメンバーシップを適切に運営できるよう、誠実なサポートと指導を行う催しを開く必要があります。スポンサーは、ダウンライン組織のメンバーに継続的に連絡をとり、接触をしてください。連絡をとり、接触をする方法としては、ニュースレター、書面での通信、個人的に会う、電話、ボイスメール（留守番電話）、電子メール、ダウンラインのメンバーをステムテックのミーティング、セミナー、トレーニング、その他の催しに連れて行くなどが考えられます。スポンサーはまた、新規メンバーのやる気を高めるとともに、ステムテックの製品知識、効果的なセールス法（販売を成立させる方法やオーダー用紙と領収書の作成など）、ステムテックのオポチュニティ（機会）、当社の「方針と手続き」と準拠文書の順守について新規メンバーを指導することに責任を負っています。

ただし、ダウンラインのメンバーへの連絡や指導で、第4条に違反しないよう注意してください。

3.3 - ダウンライン組織との継続的な接触

スポンサーには、ダウンライン組織のメンバーをモニターして、ダウンラインのメンバーが製品やビジネスの不適切な宣伝、日本でのステムテックの製品の小売り、その他の違法、もしくは不適切な行為への関与をすることを確実に防ぐことが求められます。

3.4 - 継続的なセールス

責任：達成レベルに関係なく、メンバーには、ダウンラインの新規メンバーと現メンバーのジェネレーションを通じて、個人的にサービスの提供とセールスの促進を続ける義務が常にあります。

3.5 - 登録者やプレースメント・スポンサーの移転

ステムテックのオポチュニティ（機会）とすべてのダウンライン組織の一貫性を堅持し、すべてのメンバーの懸命な努力を守るために、ステムテックではスポンサーシップにできるだけ変更を加えないことを強くお勧めします。スポンサーシップ・ライン全体で一貫性を持ち続けることが、すべてのメンバー、そしてダウンライン組織の成功に欠かせません。そのため、ステムテックのメンバーシップを1人のスポンサーから別のスポンサーに移転させることは滅多に認められません。

最初の登録から1暦月以内に「待合室 (waiting room) 」からオンラインでメンバーをプレースメントする場合を除き、スポンサーの変更を要請するメンバーは、スポンサーシップ移転要請用紙に必要事項を記入して、メンバー・サービス部 (Member/Distributor Services Department) に提出してください。また、200米ドルの手数料がかかりますので、全額を移転の承認まえに支払ってください。スポンサーシップ移転要請用紙には、移転を要請するメンバーのアップラインの1番目から7番目のメンバー合計7人の署名も必要です。また、メンバーはスポンサーの移転を1度しか要請できません。

不正なスポンサー活動がみられたときの対応を除き、メンバーシップの移転にともないダウンラインのメンバーが動くことはありません。不正な紹介があったとして移転を要請するときには、ステムテックが本登録用紙を受け付けた日から30日以内に要請書を提出してください。この要請書は、その都度個別に検討されるものとします。移転の対象となるメンバーと一緒に、そのダウンラインも動かすか否かは、ステムテックがその単独の自由裁量で決めるものとします。

3.6 - クロス・スポンサー

クロス・スポンサーを行うこと、あるいはこれを試みることは固く禁じられています。「クロス・スポンサー」とは、すでに現在、異なるスポンサーシップ・ラインで、顧客契約書か本メンバー契約書がステムテックにファイルされている個人や事業体、またはその6暦月以内にこのような契約を結んでいた個人や事業体を紹介することです。配偶者や親族の名前、商号、DBA (営業上使用している通称)、仮名、法人、組合、企業合同、連邦ID番号、架空ID番号の使用、その他の本方針の適用を回避するためのごまかしは禁じられています。本方針は、第3条3.5、第3条3.7、第3条3.8に従った、ステムテックのビジネスの譲渡を禁じるものではありません。

クロス・スポンサーが行われたことに気が付いたら、直ちに当社に知らせてください。ステムテックは、組織を変えたメンバーおよび/またはクロス・スポンサーを勧めたか、これに参加したメンバーに懲戒処分を科すことができます。ステムテックはまた、そうすることが公正であり、適切であると判断したら、違反したメンバーのダウンラインの全体もしくは一部を、当初のダウンライン組織に移すこともできます。ステムテックは、クロス・スポンサーを行ったメンバーのダウンライン組織を動かす義務を負いませんが、ダウンライン組織の最終的な配置がステムテックの単独の自由裁量で決まることには変わりはありません。各状況は、その都度個別に検討されます。メンバーには、クロス・スポンサーを行ったメンバーのダウンライン組織の配置に起因もしくは関連した、ステムテックに対するあらゆる請求および訴訟原因にかかわる権利を放棄していただきます。

3.7 - 自発的な解除と登録の再申請

メンバーは、本メンバーシップ契約を自発的に解除して、非アクティブな状態 (つまり、ステムテックの製品の購入、スポンサー、メンバーの活動や、ステムテックのその他のメンバ

ーシップの運営に参加しないこと)を丸6暦月間続けることで、準拠文書に違反することなく組織の変更ができます。非アクティブな状態を6暦月間続けると、その元メンバーは新しいスポンサーの下で登録を再申請することが可能です。ステムテックは、個別の状況に応じて、この6暦月間の要件の適用を控える権利を留保します。

3.8- ステムテックのメンバーシップの売却、移転または譲渡

メンバーは、ステムテックのメンバーシップに権益を持ち、メンバーシップを運営することが認められていますが、ステムテックのメンバーシップの売却、移転、譲渡には一定の制限があります。ステムテック、プライマリ・メンバーのアップラインのアクティブスポンサー、ステムテック以外のインディペンデント・メンバーしかステムテックのメンバーシップを取得できず、また売却先、移転先、譲渡先になることができません。また、その際には、200米ドルの事務管理費とデータ処理費が必要となり、これを売却、移転、譲渡の前に支払わなければなりません。ステムテックは、個別の状況に応じて、この料金の適用を控える権利またはこの料金を調整する権利を留保します。非アクティブスポンサー、ダウンラインの現メンバー、クロスラインの現メンバーは、ステムテックのメンバーシップを取得できず、また売却先、移転先、譲渡先になることができません。メンバーシップの売却、移転、譲渡にはすべて、ステムテックの承認が必要ですが、この承認をステムテックは不当に保留しないものとします。ステムテックでは、要請から遡って12ヵ月以内に本契約に違反したことのあつるメンバーシップの売却、移転、譲渡を承認することができません。メンバーシップの売却、移転、譲渡を検討または希望しているメンバーはまず、メンバー・サービス部

(Member/Distributor Services Department)に知らせてから、売買の書類の内容についての話し合いや、書類の締結を行ってください。ステムテックの許可を得ずに、売却、移転、譲渡を完了したメンバーの要請などは一切却下され、そのメンバーシップはステムテックが自動的に解除します。ステムテックのメンバーシップの売却、移転、譲渡を有効なものにするためには、次の法的文書などをステムテックに提出しなければなりません。

- 1) 署名が付された売却、移転、譲渡の契約書
- 2) 200米ドルの移転手数料
- 3) 現メンバーのID番号や、「売却/移転/譲渡」(いずれか該当するもの)の明記(一行を使って記載)など、必要事項を記入した本メンバー契約書

3.9- メンバーの死亡を受けての移転

メンバーが死亡すると、そのメンバーシップは、本方針が厳守されるかぎりにおいて、亡くなられたメンバーの遺書、その他の遺言書に従い、その権益の継承人に移すことが可能です。この移転が正当であることを保証するために、しかるべき法的文書をステムテックに提出する必要があります。そのため、メンバーは弁護士の助けを借りて、ステムテックのメンバーシップの処理に関する指示を記載した遺書、その他の遺言書を作成してください。遺言書によるステムテックのメンバーシップの移転を有効に行うためには、その継承人が、下記のし

かるべき法的書類をステムテックに提出し、移転が正当であることを証明する必要があります。

- 1) 死亡証明書の原本
- 2) 遺書、その他のステムテックのメンバーシップに対する継承人の権利を証明する文書の公証写し
- 3) 必要事項が記入され、（スポンサーの署名が必要ないため）スポンサーの署名欄に「記録変更」と明記された本メンバー契約書

継承人は、次の対応をとらなければなりません。

- 1) 本契約書の条件と条項の順守
- 2) 死亡したメンバーのステータスに必要な資格をすべて満たすこと
- 3) 本項に従い移転されたステムテックのメンバーシップに対する報酬は、受遺者か、受遺者が組織した単一の事業体に、共同で、単一のチェックで支払われる。
- 4) 受益者が未成年者である場合、そのメンバーシップは受益者が成年に達するときまで、信託され、受託者はその信託の有効な連邦税納税者／事業者識別番号をステムテックに知らせる。

相続により別のメンバーシップの権益を受けるメンバーについては、「1世帯に複数のメンバーシップ」に関する方針（方針 2.11）の特例措置の適用を考慮に入れます。相続により2つ目のビジネスの権益を受けたメンバーは、これを受けた日から30日以内にステムテックのメンバー・サービス部（Member/Distributor Services Department）に、方針 2.11 の特例措置適用の要請書を提出してください。

3.10 - メンバーの意思能力喪失を受けての移転

意思能力の喪失による、ステムテックのメンバーシップの譲渡を有効に行うためには、その継承人がステムテックに(a) 受託者任命書の公証写し、(b) 信託証書、その他のステムテックのメンバーシップを管理運営する受託者の権利を証明する文書の公証写し、および(c) 必要事項が記入され、受託者の署名が付された本メンバーシップ契約書をステムテックに提出する必要があります。

3.11 - ステムテックのメンバー間の契約

ステムテックでは、コミッション、ボーナス、ジェネレーション・オーバーライド、スポンサーシップの分配に関連した、ステムテックのインディペンデント・メンバー間の契約を認めません。

3.12 - 機密保持とジニオロジー・レポート

すべてのジニオロジー・レポート（組織図）とダウンライン活動レポートは、それに記載された情報も含め、機密情報であり、ステムテックに帰属する専有的情報ならびに営業上の秘密にあたります。ジニオロジー・レポートとダウンライン活動レポートは、極秘扱いがなされ、また、ステムテックの自分のメンバーシップの展開に向けて、メンバーが各ダウンライン組織と協力するお手伝いのためだけにステムテックのメンバーに提供されるものであり、こうした目的以外で使用することができません。すべてのメンバーとステムテックは、機密保持と非開示に関する本契約書がなければ、ステムテックがジニオロジー・レポートとダウンライン活動レポートをメンバーに提供しないであろうと思われることに同意します。ステムテックは、ジニオロジー・レポートとダウンライン活動レポートを名目コストでメンバーに提供いたします。本第3条 3.12 は、本契約の終了後も存続するものとします。ステムテックのメンバーは、自分自身のために、あるいは別の個人または事業者のために、次の行為をしないものとします。

- (a) 第三者にジニオロジー・レポートおよび／またはダウンライン活動レポートの内容を直接または間接に開示すること
- (b) ステムテックの自分のメンバーシップを促進し、ステムテックの製品とサービスのセールスを生むため以外の目的で情報を利用すること
- (c) レポートに載せられたメンバーや小売顧客をリクルートや勧誘すること
- (d) いかなる方法であっても、誰かに働きかけるか、誰かを誘導して、ステムテックとその相手の取引関係を変えさせること

当社から要請があったら、現メンバーまたは元メンバーは、ジニオロジー・レポートおよび／またはダウンライン活動レポートの原本とすべての写しを当社に送り返してください。

3.13 – 当社への忠誠

ステムテックでは、メンバーに業界で最高の製品とオポチュニティ（機会）、そしてサービスを提供したいと考えており、そのためメンバーの建設的な批判やコメントを大切にしています。こうしたコメントはすべて書面にして、メンバー・サービス部（Member/Distributor Service Department）に提出してください。メンバーのために最大限の誠意を尽くすには、その声に耳を傾けなければなりません。建設的なコメントや意見は歓迎しますが、当社やその製品、オポチュニティ（機会）について、メンバーが現場で口にするネガティブなコメントや発言は、ステムテックの他のメンバーの意欲をくじく以外のなにもでもありません。そのため、メンバーは絶対に、ステムテックやその製品、プログラム、経営陣、従業員を否定、軽蔑、中傷するコメントを、ステムテックの他のメンバーなど第三者にしないでください。

3.14 – 離婚を含む、ステムテックのメンバーシップの解消

ステムテックのメンバーシップは、離婚や本事業体の解散などの場合には、解消することが可能です。ステムテックでは、関係当事者に対し、離婚や本事業体を解散する過程で、議論や争いに、ステムテックの他のインディペンデント・メンバーや、ステムテックの役員、取締役、株主、従業員、代理人などを巻き込まない方法で身を処すことを期待しています。また、関係当事者には、本契約に従い、かつステムテックの役員、取締役、株主、従業員、代理人などに、あるいはステムテックのインディペンデント・メンバーのビジネスや収入に悪影響を及ぼさない形で、身を処すことが期待されます。

離婚が成立するまで、または本事業体が解散するまでの間、いずれの当事者もステムテックのメンバーシップの登録を別途、申請することができません。メンバー・サービス部

(Member/Distributor Services Department) に、離婚または本事業体解散の係争中であることを報告したら直ちに、全当事者が要請書（例えば、住所、氏名／名称、報酬のチェックの受取人などの変更）に署名をしないかぎり、そのメンバーシップでの活動を行うことができなくなります。

離婚または本事業体を解散する場合には、最終的な判決の文書または解散の文書で、ステムテックのメンバーシップを今後運営する個人が誰であるのかを明確にする必要があります。ステムテックのメンバーシップはいかなる形であっても分割することができず、またステムテックは 2 枚以上のチェックで報酬の支払いをすることに対して責任を負いません。また、ステムテックの当該メンバーシップの下に位置するメンバーシップの既存のラインは、そのままの状態にしておかなければなりません。ステムテックのメンバーシップに対するすべての権利を完全に相手側関係当事者に譲渡した元の配偶者、役員、取締役、株主は(a) 当初のスポンサーの下でステムテックの新規メンバーとして登録申請することも、(b) 自分が選んだ、まったく異なるスポンサーシップのラインで新規メンバーとして登録申請することも可能です。第 3 条 3.7 と第 9 条 9.2 に定められた自発的な解除にかかわる 6 暦月間の待機期間は、離婚の場合には適用されませんが、本事業体の解散をとまなうケースでは適用されるものとします。

第 4 条 - 商標、資料および広告・宣伝

4.1 – 一般事項

すべてのメンバーが、ステムテックとその製品の良い評判を守り、これをさらに高めるものとします。ステムテック、ステムテックのオポチュニティ（機会）、ステムテックの製品とサービスのマーケティングや販売促進については、公益に沿ってこれを展開するものとし、また無礼な、人を欺く、誤解を招く、非倫理的、不道德な行為や手法を一切避けてください。

ステムテックが提供する製品と素晴らしいオポチュニティ（機会）の両方を販売促進するにあたって、メンバーは、ステムテックが作成したマーケティング資料とサポート資料を使用しなければなりません。これを義務づける理由は簡単です。ステムテックは、ステムテック

があらゆる点で公平、正直であり、確かな証拠に裏打ちされ、かつ国、県、州の法律の幅広く複雑な要件を順守するよう注意を払い、その製品、製品ラベル、オポチュニティ（機会）、販売促進資料をデザインしてきました。仮にステムテックのメンバーに自分のマーケティング資料や販売促進資料（オンライン広告を含む）を作ることを許可したとしたら、誠実かつ誠意をもってこれに取り組んだとしても、メンバーが、ステムテックのメンバーシップに影響を及ぼす、いくつかの法令や規則にそれと知らずに違反してしまうことはほぼ間違いありません。こうした法令や規則の違反は、全メンバーのステムテックのオポチュニティ（機会）を危険にさらすことになりかねません。そのため、メンバーは、ステムテックの書面による同意なしに、自分の印刷物、広告、マーケティング資料、音声の資料、動画の資料、販売促進資料、ウェブページを作成しないでください。

ステムテックでは、ステムテックの他のメンバーにセールス・エイド（ホームページおよび／または「ビジネス・システム」などを含む）を販売するサイド・ビジネスを立ち上げることを許可しておりません。そのため、メンバーがステムテックのビジネスをより成功させるうえで役立つツールと受け取られる可能性のある製品、サービス、アイテムを含めたセールス・エイドを、ステムテックの他のメンバーに販売したり、これを試みたりしないでください。他のメンバーや顧客候補と共有できるのは、ステムテックが作成したアイテムだけです。

4.2 - 商標と著作権

ステムテックでは、ステムテック・インターナショナル社、ステムエンハンス®、ステムフローなど、その商号、商標、デザイン、シンボル、それらの派生物を、ステムテックの書面による事前の許可なしに、ステムテックのメンバーを含む個人が使用することを認めておりません。これには、あらゆるドメイン・ネームや電子メール・アドレスに使われているマークの使用なども含まれます。

メンバーは、ステムテックが主催したイベントや、電話、ボイスメール（留守番電話）のメッセージ、スピーチなど、ステムテックの従業員が話した内容の録画物／録音物を、ステムテックの書面による許可なしに、個人的利用、販売、頒布の目的で複製しないものとします。また、メンバーは当社が作成した音声またはビデオテープによる発表物を販売または個人的利用の目的で複製できません。

4.3 - 資料

ステムテックの製品、ステムテックのオポチュニティ（機会）および／またはステムテックのコンペンセーション・プランの説明では、ステムテックの公式な資料しか使用できません。ステムテックのパフレット、折込み広告、ステムテックから提供されるその他のセールス・エイド・アイテムは著作権で保護されており、ステムテックの書面による明示的な許可なしに、複製、複写、転載できません。

4.4 - 不特定多数に向けたリクルート、セールス・テクニクおよびホームページの利用

本条に記載されている場合を除き、メンバーはステムテックのメンバーシップの運営に関連して、迷惑なファクス、不特定多数に向けた電子メール、迷惑な電子メールや「スパム」の利用や送信ができません。

「迷惑なファクス」および「迷惑な電子メール」とは、それぞれファクシミリと電子メールを使い、ステムテック、ステムテックの製品、ステムテックのオポチュニティ（機会）、その他ステムテックに関することを広告またはPRする資料や情報を個人に送りつけることです。

例外：

ただし、(a) 事前に明示的に案内や許可があった相手、または (b) そのメンバーが取引関係や個人的な関係をすでに構築している相手に送るファクスや電子メールは、これに含まれません。「取引関係や個人的な関係をすでに構築している」とは、(a) そのメンバーが提供するステムテックの製品についての、相手からの問い合わせ、申請、購入、取引、または (b) いずれかの当事者によってそれまでに解消されていない、個人的関係または家族関係に基づき、そのメンバーと相手との間の自発的で双方向のやり取りにより形成された、以前のまたは現在の関係を意味します。

インターネットにより地理的境界線（国内であろうが、外国であろうが）がなくなり、1つの地域や国では合法的なインターネット上の情報が、別の地域や国では違法となる場合があります。そのため、自分のメンバーシップを広く展開していくために、ウェブページを利用したいと考えているメンバーは、必ず当社の公式ホームページを通し、ステムテックの公式のテンプレートを複製したものとステムテックのショッピング・カートを使って、これを行ってください。

4.5 - カタログやマガジンによる広告・宣伝と販売促進

ステムテックが作成するカタログやマガジンを除き、メール・オーダー・カタログおよび／またはマガジンなど、いかなる種類のカタログであってもそれを使用して、ステムテックの製品、オポチュニティ（機会）、サービスの販売促進を行わないものとします。ステムテックが提供する資料か、ステムテックが書面で承認する資料以外、ステムテックの製品の販売促進と広告・宣伝には使用できません。

4.6 - 活字広告

インディペンデント・メンバーが、フライヤー、パンフレット、ディスプレイ広告、看板、車の窓などの活字媒体に、ステムテックが作成していない広告を出稿し、その広告にステムテックの商標や著作権保護された制作物を使用する場合には、ステムテックが承認した制作物しか使用できません。ステムテックが承認した制作物は、www.Stemtechbiz.com のバック・オフィスで閲覧することができます。メンバーが第三者の刊行物を使ってステムテック

の製品のマーケティングを行うことは固く禁じられており、またステムテックのメンバーは第三者のセールス資料をステムテックの他のメンバーに販売したり、これを試みたりすることができません。

4.7-電話番号簿への掲載とディスプレイ広告

エグゼクティブ・ディレクターのステータスに到達し、6ヵ月以上、ステムテックのメンバーシップの構築に積極的に参加してきたステムテックのインディペンデント・メンバーは、電話番号簿のホワイトページに、自分の名前を掲載し、その下に「ステムテック・インターナショナル社のインディペンデント・メンバー」または「ステムテック・インターナショナル社の製品のインディペンデント・メンバー」と記載することができます。この表記内容に手を加えることはできません。

4.8- 電子媒体

ステムテックのインディペンデント・メンバーが、ステムテック以外が提供するホームページ、ラジオ広告、テレビ広告、ケーブルテレビ広告、公共の場に姿を出す機会をいかなる形であっても利用し、ステムテック、そのオポチュニティ（機会）、製品を広告・宣伝することは禁じられています。ステムテックの製品やステムテックのオポチュニティ（機会）の紹介では、ステムテックの公式な資料や、自分で複製したステムテックおよび／またはウェルス（富）・ビルダー・システムのホームページ以外を使用することができません。ステムテックのパンフレット、折込み広告、ステムテックから提供されるその他のセールス・エイド・アイテムは、ステムテックの書面による明示的な許可なしに、電子的方法で複製、複写、転載できません。第三者のショッピング・カートを利用し、自分自身で作成したホームページを使用することは禁止されています。オンライン・セールスでは常に、ステムテックの公式なショッピング・カートかウェルス・ビルダーのショッピングを利用してください。また、第三者のEブックの使用も固く禁じられています。本契約のいかなる条項も、メンバーが電子メールを使って、ダウンラインと連絡を取ることを制限するものではありません。

4.9- エンドースメント

ステムテックの事前の書面による明示的な同意なしに、ステムテックの役員、取締役、株主、従業員および／または代表者の名前、またはステムテックの役員、取締役、株主、従業員、代表者に関連したエピソードを、いかなる形であっても、広告で使用することはできません。

4.10- マスメディアとマスメディアからの問い合わせ

ステムテックのメンバーには、ステムテックの代わりにマスメディア（マスコミ）に対応する代表者を務める権限はありません。メンバーは絶対に、ステムテック、そのオポチュニテ

イ（機会）および／または製品やサービス、あるいはステムテックの自分のインディペンデント・メンバーシップに関して、マスメディアに接触を試みたり、マスメディアからの問い合わせに答えたりしないでください。マスメディアの種類を問わず、すべての問い合わせは直ちに、ステムテックのマーケティング部に回してください。本方針は、適切なパブリック・イメージを確保し、正確で一貫性のある情報を一般に提供するためのものです。

4.11 - ステムテックの従業員との偽称

メンバーは、自分がステムテックの従業員であるかのように振舞わないものとします。メンバーは、「ステムテック」、「ステムテック・インターナショナル社」、その他、電話をかけてきた相手にステムテックの正式なオフィスにかかったと思わせる方法、あるいは相手が当社の役員、取締役および／または従業員と話していると思わせる方法で電話に出ることができません。ステムテックのメンバーは、電話を受けた相手にステムテックの正式なオフィスからかかっていると明示的または暗示的に示唆する、あるいは当社の役員、取締役および／または従業員がこれからその相手と話をすると思わせる、電話の応答録音メッセージやボイスメール（留守番電話）・サービスを録音することができません。

4.12 - テレマーケティング

ステムテックのインディペンデント・メンバーが、自動電話装置やテレマーケティングのボイラー・ルームの利用、あらゆる性格の組織的なテレコミュニケーション・キャンペーンなど、その種類を問わず、テレマーケティングの方策を用いて、ステムテック、そのオポチュニティ（機会）、製品、サービスの販売促進を行うことは固く禁じられています。

第5条 - ステムテックのメンバーのステータスと報酬

本「方針と手続き」では、報酬とは、ステムテックのオポチュニティ（機会）の下でメンバーに支払われるあらゆる報酬を意味するものとします。

5.1 - 本メンバーシップ契約書

報酬は、ステムテックのメンバーシップに対して権利を有する全当事者が本メンバーシップ契約書に署名し、これをステムテックが受け取り、承諾するまで支払われません。

5.2 - オンライン以外の暦月

報酬とメンバーのステータスの達成レベルは、月ベースで算定されます。ただし、月初日が週末や祭日にあたる際には、オンラインで受け付けたオーダーを除き、月初日はその月の第1営業日になります。月末日が週末や祭日にあたる際には、オンラインで受け付けたオーダーを除き、月末日はその月の最後の営業日になります。

5.3 - お支払い日

報酬は、その報酬が発生した月の翌月の10日から20日の間に処理され、支払われます。たとえば、8月の報酬は、9月10日から9月20日の間に支払われます。この報酬には、週毎に支払われるファーストスタート・ボーナスは含まれていません。こちらは、その週のボリューム期 (volume period) 末から2、3週間以内に支払われます。月毎の報酬が処理されると、ソフトウェア・システムがタイトルのプロモーションを反映するようになります。

5.4 - 報酬を獲得する資格

メンバーはアクティブで、本契約を順守しなければ、ステムテックのオポチュニティ (機会) の下で報酬を獲得する資格を得ることができません。メンバーが本契約の条件を順守しているかぎり、ステムテックは、ステムテックのコンペンセーション・プランに従い、そのメンバーにコミッション、その他の報酬をお支払いします。ステムテックのチェックや直接振り込みの最低金額は25米ドルです。ここから処理手数料2米ドルをお預かりします (この金額は予告なく変更する場合があります。ご了承ください)。報酬が25米ドル未満の場合、その合計額が25米ドル以上になるまで報酬は累積され、チェックの発行や直接振り込みが行われるのは、25米ドルに達してからです。コミッションを直接振り込む先の口座が無効であったときには、25米ドルの手数料を請求させていただきます。

5.5 - 製品とマーケティング資料の返品にともなう調整

メンバーは、製品とサービスのセールス実績をベースとした報酬を受け取ります。製品がステムテックに返品され代金を返金した場合、または当社が製品を買い戻した場合、返品された製品や買い戻した製品に帰属する報酬は、返金が行われた月以降、返金の対象となった製品のセールスに対するコミッションを受け取ったメンバーからコミッションを回収できるまで毎コンペンセーション、差し引かれることとなります。

5.6 - 誤りや遺漏

報酬、ジニオロジー・レポート、ダウンライン活動レポート、請求などについて、不明な点があるときや、誤りがあると思ったときには必ず、自分が指摘する誤りの日または不明な事

象の日から 60 日以内に書面でステムテックのメンバー・サービス部に知らせてください。ステムテックは 60 日以内に報告されていない誤り、遺漏、問題に対して責任を負いかねますのでご了承ください。

第 6 条 - 国際メンバーシップ

6.1 - 国際的なマーケティング

製品の認可や登録にかかわる外国の法律、成分、ラベル表示、パッケージングに関する規則、注意書き、知的財産の保護、関税法、税法、移民法の順守、ダイレクト・セールスにかかわる法律の順守、製品と収入についての説明、資料の内容と言語の要件など、法律面や租税面を批判的に考察すると、ステムテックは、ステムテックの製品、サービスやオポチュニティ（機会）を説明する相手を、ステムテックが営業を開始している国に在住するお客様候補やメンバー候補に限定せざるをえません。また、ごく一部のメンバーにまだステムテックが進出していないマーケットでのビジネスの展開を認めるとしたら、すべてのメンバーに国際的にビジネスを展開する均等な機会を提供するというコンセプトに反することになるでしょう。

そのため、メンバーは、ステムテックが営業許可を得ている国でしか、ステムテックの製品やサービスの販売促進、ステムテックのオポチュニティ（機会）への新規メンバーの紹介ができません。ステムテックが新たに営業許可を得た国については、当社のニュースレター、その他のステムテックの公式な資料で発表します。ステムテックの製品やマーケティング資料を、外国に発送または外国で販売することはできません。メンバーは自国以外で、ステムテックの製品やマーケティング資料の販売、提供、譲渡、頒布をしないでください。ほかに、許可されていない国で (a) 販売、紹介、研修会を行うこと、(b) お客様候補やメンバー候補を紹介または紹介しようとする、(c) その他のステムテックの製品の販売、ダウンロード組織の構築、ステムテックのオポチュニティ（機会）の PR（宣伝）を目的とした活動を行うこともできません。

6.2 - 外国でのセールス活動とビジネス構築活動

メンバーは、ステムテックが正式に営業を開始すると発表した外国以外で、ステムテックの製品の販売や、オポチュニティ（機会）の紹介をすることができません。どの外国であれば、自由にメンバーシップを確立できるのかについては、当社のホームページ、ニュースレター、その他の公式な資料から、メンバーにお知らせします。メンバーは、ステムテックに提出した本登録用紙の国以外の外国への、ステムテックの製品の販売（小売り、卸売りを問わず）や発送ができません。

第7条-製品の売買、支払いおよび発送

7.1- 超過在庫につながる購入の禁止（再販売が認められていないため、日本は該当しません）

7.2- クロスラインやダウンラインへの卸売り（再販売が認められていないため、日本は該当しません）

7.3- 製品のセールス（再販売が認められていないため、日本は該当しません）

7.4- お支払方法

ステムテックの製品を直接ステムテックから購入していただく際は、送金為替、銀行の自己宛小切手、パーソナル・チェック、自動決済機関（ACH）、銀行の電子送金、当社で取り扱っている主要なクレジットカード、その他のステムテックが設定した方法でお支払いいただくことが可能です。ACHを通じた支払いの処理には、別途7～10営業日かかります。オーダーされた製品は、前払いで代金を受領してからでなくては発送されません。月毎のオートシップのオーダーについては、この代金に充てることのできる残高が絶対に不足することのないよう対応することは各メンバーの責任です。残高不足で、オーダーを取り消すとき、ステムテックはメンバーにできるだけ連絡を試みますが、オーダーが期日内に処理されないことで、メンバーがその月のPPVおよび/またはGPVの要件を満たすことができなくなることも考えられます。また、ACHを通じた支払いが資金不足で拒否された場合、25米ドルの銀行決済不可（NSF）の手数料が適用されます。

7.5- パーソナル・チェックについての方針

資金不足でパーソナル・チェックや業務用小切手を現金化できない場合、ステムテックはそのメンバーに手数料を請求させていただきます。この手数料は、金額が25米ドル以上になり、直ちにお支払いいただく必要があります。これに加えて、小切手（チェック）を現金化できなかったとの通知をステムテックから受けた後15日以内に必ず、その小切手（チェック）の金額を現金、銀行の自己宛小切手、送金為替、当社で取り扱っている主要なクレジットカードでお支払いください。手数料と、現金化できなかった小切手（チェック）の金額を別の方法でお支払いいただけない場合、この徴収を行い、場合によってはこれを徴収するために法的手続きをとることもあります。ステムテックは、現金化できなかった小切手（チェック）の金額の別の方法による支払いと、手数料の支払いが行われるまで、その後のオーダーの拒絶および/またはそのメンバーを非アクティブなステータスにすることができます。いかなる理由であっても、ステムテックが現金化できなかった小切手（チェック）を

振り出したメンバーには、その後はクレジット・カードか、銀行の自己宛小切手、送金為替以外で製品を購入しないよう要請することができます。

7.6- 第三者によるクレジット・カード & 当座預金口座の利用禁止

メンバーは、他のメンバーや小売顧客を紹介するため、あるいは他のメンバーや小売顧客の代わりに当社から製品を購入するために、自分のクレジット・カードを使用する、自分の当座預金口座から代金を引き落とす、などの行為はしないでください。同様に、メンバーの本登録用紙と本契約書に名前が記載されたメンバー以外、そのクレジット・カードや口座を使って、オーダーを出すことができません。また、1件のオーダーに対して複数のクレジット・カードを使用することはできません。

7.7- 製品とマーケティング資料のタイムリーな引渡し

ステムテックでは通常、オーダーを受けてから **2 営業日**以内に、ステムテックの製品とマーケティング資料のオーダーを処理します。配送は公運送人（コモン・キャリア）に委託します。別段の要請がないかぎり、発送日後、**7～14 営業日**以内にお手元に届くはずですが、運送業者によっては、受け取り確認のためにサインをお願いする場合があります。米国国内で、ステムテックが普段利用する運送業者以外の運送業者による配送をご要望の場合、別途料金がかかります。オートシッピングでオーダーされた製品は必ず、オーダーをしたメンバーか、顧客のオーダー用紙に記載された住所に送られることになっており、直送することはできません。

7.8- 破損品

品物を受け取ったら直ちに、チェックをして、破損などがないかを確認してください。小包の紛失や破損があった場合、それは、ステムテックから品物を預かった運送業者の責任です。破損品を受け取ったメンバーは必ず、それを受け取った日から **30 日**以内に、次の手順を完了させてください。

- (a) 運送業者から荷物を受け取る。
- (b) メンバー・サービス部（Member/Distributor Services Department）に電話をして、代理に次の事を知らせる (1) 破損の種類／破損箇所の数、(2) お届け先の住所、(3) ID 番号、(4) その他のメンバー・サービス代理が必要と判断した情報。
- (c) メンバー・サービス代理が運送業者に破損品について知らせ、それを運送業者が回収し、調べるよう取り計らう。
- (d) メンバー・サービス代理が破損品の交換と再発送に必要な手配を行う。

上記の手順をきちんと守っていただけない場合、破損品の交換に遅れが生じることも考えられます。

7.9 - 価格の改正

ステムテックは、事前に通知することなく随時、その製品とマーケティング資料の一部または全部の価格を改正し、製品に対応したポイント・ボリュームおよび／またはボーナス・ボリュームを変更する権利を留保します。

7.10 - 小売価格の設定とレシート（再販売が認められていないため、日本は該当しません）

7.11 - 免除または小売の証明書（再販売が認められていないため、日本は該当しません）

7.12 - 米国の売上税（日本は該当しません）

7.13 - 小売店（再販売が認められていないため、日本は該当しません）

7.14 - 陳列スペース（再販売が認められていないため、日本は該当しません）

7.15 - オーダーについての一般的な方針

郵送によるオーダーで、支払いが無効または支払いに誤りのある場合、ステムテックはそのメンバーに電話および／または郵便での連絡を試み、別の手段でお支払いいただけるよう努力します。しかし5営業日経っても、このような試みが成功しない場合、そのオーダーは未処理のまま返送されます。代金引換え払いのオーダーは受け付けておりません。ステムテックでは、最低オーダー数量の要件を設けていません。また、製品、サービス、マーケティング資料のオーダーを一括して行うことも可能です。

7.16 - バック・オーダーについての方針

ステムテックは、在庫があれば、オーダー品を速やかに出荷します。しかし、オーダー品が在庫切れのときには、それをバック・オーダーとして、入荷したらお届けします。インボイスでその製品が製造中止になったことが案内されていないかぎり、メンバーには、バック・オーダーとなった製品の代金が請求され、また PPV が加算されます。バック・オーダーとな

ったオーダー品を、オーダーの日付から 30 日以内に発送できないと予想されるときには、その旨をステムテックからメンバーや小売顧客にご連絡し、出荷予定日もお知らせします。バック・オーダーとなった製品などは、小売顧客やメンバーから要請があれば取り消すことも可能です。小売顧客とメンバーは、バック・オーダーとなり、取り消した製品などの代金の返金、代金を請求額から差し引くこと、交換を要請できます。ただ、返金を要請されると、返金がなされた月に、返金額分そのメンバーの PPV が減ることになりますので、ご注意ください。

7.17 - オーダー品の確認

メンバーおよび／またはオーダー品の受取人は直ちに、受け取った製品が SHIPPING・インボイスに記載された製品に間違いなく、破損などが無いことを確認しなければなりません。発送から 30 日以内に SHIPPING・インボイスとの食い違いや破損などをステムテックに報告することを怠ると、訂正／是正を求めるメンバーの権利が無効になりますので、ご注意ください。

7.18 - 預かり金（再販売が認められていないため、日本は該当しません）

第 8 条 - 小売りの保証、返品および返金

8.1 直接小売顧客からの返品

ステムテックでは、すべての直接小売顧客（ステムテックから直接製品を購入した顧客）を対象に、30 日以内であれば無条件で、メンバーを通して全額を返金する保証制度を導入しています。ステムテックの製品をメンバーから購入したものの、その製品に満足できない小売顧客は、それがいかなる理由であっても、購入日から 30 日以内であれば、その製品の未使用部分を、ステムテックに返品、取り替え、交換または購入価格の全額返金（送料を差し引いた金額）を受けることが可能です。

8.2 メンバーからの返品（個人で使用するために購入された製品）

個人で使用するために購入したステムテックの製品にメンバーが満足できない場合、当社では、30 日以内であれば全額を返金（送料を差し引いた金額）する保証制度を導入しています。ただし、この制度の対象となるのは、年間で合計 250 米ドルまでです。購入商品の返金額が過去 12 ヶ月間分と合わせると 250 米ドルを超えるときには、返品をするまえに、必ず当社の承認を得てください。返品プロセスの悪用があった場合、当社が調査を行い、メンバーシップ契約の解除を含めた懲戒処分を科すこともあります。

メンバーが購入した製品以外のアイテムについても、要請があれば、ステムテックの単独の自由裁量で、30日以内に交換することが可能です。ただ、その場合には、価格や税金の差額、すべての送料に加えて、10%の返品手数料をお支払いいただくこととなります。また、交換のためにアイテムが送られてきても、そのアイテムが新品状態でなく、再び販売品にすることができない場合、こちらでは受け付けることができません。ステムテックは、受け付けることのできないアイテムを送り返すことに対して責任を負わないものとします。返品手続きについては、セクション 8.4 を参照してください。

8.3 – 解除にともなう返品

本メンバーシップ契約の自発的、非自発的な解除を受けて、メンバーは在庫品やマーケティング資料を返品し、返金を受けることができます。ただし、ステムテックが買い戻す対象となるのは、返品日から過去 12 ヶ月以内にステムテックからメンバーが直接購入したステムテックの製品および／またはマーケティング資料だけです。ステムテックは、メンバーが他のメンバーなどから取得した製品の買い戻しはいたしません。メンバーは、お支払いいただいた実質購入価格の 90%から、返品となった製品の購入によりそのメンバーが獲得したコンペンセーションの金額（適用法により修正されないかぎり）と、相殺額や法的に請求できる金額がある場合には、それを差し引いた金額を受け取ることができます。送料、日本の関税や消費税は返金されません。

返品された製品やマーケティング資料は、在庫に戻して、再び使用かつ販売できる状態で返品され、その時の製品ラベルが貼付されており、（担保権が設定されるなどの負担がなく）自由に使える未開封の在庫品でなければなりません。その製品が再び販売できる状態にあるか否かは、ステムテックの自由裁量で判断されるものとします。返金の対象となるのは、当初の購入者だけです。ステムテックに返品される製品の送料は、メンバーの負担となります。返金可能な製品の算定では、70%ルールが考慮されます。製品を返品して、返金の検討を要請するときには、第 8 条 8.4 のガイドラインを守ってください。

8.3.1 – ジョージア州在住者のみ対象（日本は該当しません）

8.3.2 – モンタナ州在住者のみ対象（日本は該当しません）

8.4 – 返品の手順、返品の許可書

(a) ステムテックの製品および／またはマーケティング資料を返品するときには、事前にステムテックのメンバー・サービス部 (Member/Distributor Services Department) に知らせ、返品の許可を得てください。これを受けて、メンバー・サービス代理が、そのメンバーに返品許可書発行要請用紙を送ります。この用紙を受け取ったら、必要事項を記入のうえ、これを発行するメンバー・サービス部 (Member/Distributor Services Department) に返送して、ステムテックの製品および／またはマーケティング資料を返品する許可書を取得します。まだこの時に、返品する製品やマーケティング資料は送らないでください。ステムテックが、返品許可書発行要請用紙の内容を精査してから、返品を認め、返金するか否かを検討します。

(b) 返品許可書発行要請用紙の内容の精査が終わったら、メンバー・サービス代理から、許可書番号 (RMA 番号) と、返品する際に必要な、発送ラベルなど梱包にあたっての注意事項を伝えます。ステムテックでは、全発送ラベルに許可書番号 (RMA 番号) が記入されていない返品を受け入れかねますのでご了承ください。

(c) 許可書番号 (RMA 番号) と梱包にあたっての注意事項を聞いたら、メンバーは、許可書発行要請用紙に記入したステムテックの製品および／またはマーケティング資料だけを返品することができます。

(d) 返品された製品および／またはマーケティング資料を受け取った後、チェックして特に問題がなければ、ステムテックは、その製品および／またはマーケティング資料を受け取った月の翌月 15 日、あるいはその前後に返金金額支払いの処理をいたします。製品および／またはマーケティング資料が在庫に戻して、再び使用かつ販売できる状態ではなかった場合、ステムテックは、その製品および／またはマーケティング資料を送り返すために必要な費用をステムテックに送るようメンバーに連絡をし、元メンバーにそれを送り返します。ステムテックが返金の対象にならないとみなした製品および／またはマーケティング資料については、通知を差し上げてから 30 日以内に、これに対する所有権の主張がない場合、こちらで処分させていただくこととなります。

(e) ステムテックのしかるべき許可書なしに、ステムテックの製品および／またはマーケティング資料が返品された場合、そのメンバーには当社から通知を行いますが、返金があったとしても、その支払いが遅れる可能性があります。

(f) 返品許可書番号 (RMA 番号) を正しく記載せずにオーダー品が返品された場合、そのメンバーへの返金額から、送料のほかに、さらに在庫に戻す手数料として 10% を差し引かせていただきます。

第9条 - 解除と非更新

9.1 - 非自発的な解除

ステムテックが単独の自由裁量で加えることのできる変更を含む、本契約の条件にメンバーが違反をすると、その本メンバーシップ契約の非自発的な解除を含む、第10条10.2に記載された処分をそのメンバーに科すことができます。契約の解除は、米国の郵便、電子メール、ファクス、翌日配送サービスで通知書がメンバーに発送された日か、メンバーが解除通知を受けた日のうちいずれか早い方に発効するものとします。ステムテックから契約が解除されたメンバーは、登録を再び申請して、ステムテックのインディペンデント・メンバーになることや、ステムテックのインディペンデント・メンバーシップを運営することができないものとします。ステムテックは、個別の状況に応じて、本条項の適用を控える権利を留保します。

9.2 - 自発的な解除

メンバーは、その理由を問わず、メンバー・サービス部（Member/Distributor Services Department）に解除通知書を提出することで、いつでも本メンバーシップ契約を解除できます。この通知書には、プライマリ・メンバーと全セカンダリ・メンバーの署名と、氏名、住所、ID番号を記載してください。自発的に本メンバーシップ契約を解除したメンバーは、6ヶ月が経てば、登録を再び申請して、ステムテックのインディペンデント・メンバーになる許可や、ステムテックのインディペンデント・メンバーシップを運営する許可を得ることが可能です。ステムテックは、個別の状況に応じて、本条項の適用を控える権利を留保します。

9.3 - 非更新

メンバーは、本応当日に本メンバーシップ契約を更新しないことで、これを自発的に解除することも可能です。本メンバーシップ契約を更新せずに自発的にこれを解除したメンバーは、6ヶ月が経てば、登録を再び申請して、ステムテックのインディペンデント・メンバーになる許可や、ステムテックのインディペンデント・メンバーシップを運営する許可を得ることができます。ステムテックは、個別の状況に応じて、本条項の適用を控える権利、またはメンバーをメンバー、その他のタイプの卸売り消費者にする権利を留保します。

9.4 - 非アクティブによる解除

ステムテックのコンペンセーション・プランに定められたPPVを6ヶ月連続して達成できないと、そのメンバーのビジネスは、活動不足により終了となります。その元メンバーから、

メンバーとしての購入を許可して欲しいとの要請があれば、ステムテックの自由裁量で、その元メンバーをメンバー、その他のタイプの卸売り消費者にすることができます。

9.5 - 解除や非更新の効果

本契約が自主的に解除、非自主的に解除、非更新されたら、その元メンバーは直ちに、メンバーとして振舞うことを止め、またステムテックに関連したすべてのセールス、リクルート、マーケティングの手法を用いることを止めるものとします。元メンバーは、その後のいかなるコミッション、ボーナス、報酬も、ステムテックから得ることができないものとし、また元ダウンライン組織に対する財産権を請求できる場合であっても、その財産権を含め、すべての権利を放棄していただきます。

第 10 条 - 紛争の解決と懲戒処分の手続き

10.1 - 苦情とクレーム

準拠文書に違反するやり方や行為に関して別のメンバーに苦情やクレームがある場合は、まずその問題を自分のスポンサーに報告してください。報告を受けたスポンサーは、綿密に調べた後、他方の当事者のアップラインのスポンサーと共にその解決を図ります。違反を報告する際には、その違反から 30 日以内に、関係者全員の氏名、その他の情報、状況の詳しい説明、自分が何を目にしたか、証拠などを記載したクレーム書をメンバー・サービス部 (Member/Distributor Services Department) に提出してください。メンバー・サービスがクレーム書を精査して、問題の解決を図ります。それで解決しない場合、この件はステムテックのコンプライアンス・ボードに回されます。

10.2 - 懲戒処分

- (a) 普通郵便か配達証明郵便による警告書の発行または勧告、および／または
- (b) 最初または 2 回目の違反を対象とした、メンバー自身によるステムテックのホームページの複製の停止、および／または
- (c) 罰金 (1 回以上のコンペンセーション期に発生した報酬の金額から差し引くことが可能)、および／または
- (d) 違反者の本メンバーシップ契約の非自発的な解除、および／または
- (e) 違反者に速やかに是正措置を講じることの義務づけ、および／または
- (f) 本契約の条項で明示的に認められたその他の処分、および／または

(g) 1回以上のコンペンセーション期間における違反者の本メンバーシップ契約の停止、および／または

(h) ステムテックは、本契約に違反するとされる行為を当社が調べている間、報酬の全部もしくは一部の、その違反者への支払いを見合わせるすることができます。最初または2回目の違反であれば、当社の単独の自由裁量で、コミッションの損失分が支払われることもあります。ステムテックから懲戒処分が下された場合、あるいは調査中に違反者の本メンバーシップ契約が自主的に解約または解除されたとき、その元メンバーは、調査期間中に支払いが見合わせられた報酬を回収できません。

(i) ステムテックが実施可能であり、違反者による方針の違反や契約違反に起因する（この違反にだけ起因するの否かにかかわらず）権利侵害などの問題を公平に解決するのにふさわしいとみなすその他の処分

(j) ステムテックが適しているとみなす状況において、ステムテックは、金銭的および／または衡平法上の救済を得るために、訴訟手続きをとることができます。

第 11 条 - 一般条項

11.1 - 製品の宣伝

ステムテックの公式な資料に記載されたもの以外に、ステムテックが提供する製品やサービスが持つ健康維持に役立つ特性、治癒的な特性、有益な特性についての宣伝（個人の証言広告を含む）をすることはできません。とりわけ、病気の治療、手当て、診断、軽減、予防にステムテックの製品が有効だという宣伝は絶対にしないでください。

11.2 - 収入の宣伝

メンバー候補の紹介に熱心なあまり、収入の宣伝や、どれだけの収入を得ているかの話をし、本ダイレクト・セールスが本来持つパワーを誇示したいという誘惑に時折かられるメンバーもみかけます。しかし、他のメンバーに比べて、規模的またはスピード的に良い結果を出すことができず、新規メンバーがすぐに失望してしまうことも考えられ、これは逆効果です。どれだけの収入を得ているかを話さなくても、ステムテックの収入が持つポテンシャル（可能性）は大きく、とても魅力的。ステムテックではそう自負しています。

また、連邦取引委員会と一部の州は、法律や規則により、本ダイレクト・セールスに携わる個人が、特定の種類の収入に関する宣伝や証言広告を行うことを規制または禁止しています。チェックのコピーを見せることや、自分や他のメンバーがどれだけの収入を得ているかを話すことは効果があると考えられるメンバーもいるでしょうが、このようなアプローチは、収入の

宣伝や、どれだけの収入を得ているかの話と同時に、法律で義務づけられた、しかるべき話も明らかにしないかぎり、法律面で問題があり、本人やステムテックにマイナスの影響が及ぶ恐れもあります。ステムテックのメンバーは、法的要件を順守して収入の宣伝をするうえで必要なデータを持っていないため、ステムテックのオポチュニティ（機会）をメンバー候補に説明などするときには、チェック、チェックのコピー、残高証明書、納税証明書、その他の文書を見せることを含め、収入の見積もり、収入の宣伝、自分の収入を明かすことはしないでください。

11.3 - バック・オフィスへのアクセス

ステムテックでは、メンバーにご利用いただけるオンラインのバック・オフィスを整備しています。メンバーはバック・オフィスから機密情報や専有的情報にアクセスできますが、こうした情報を、自分のステムテックのビジネスの展開を進め、ステムテックの製品のセールスを伸ばすため以外に使用しないでください。バック・オフィスへのアクセスは特権であり、権利ではありません。ステムテックは、その単独の自由裁量で、メンバーによるバック・オフィスへのアクセスを拒否する権利を留保します。

11.4 - 政府の公認

連邦と州の規制機関は、ダイレクト・セールス・プログラムを承認または公認していません。そのため、ステムテックのインディペンデント・メンバーは、直接であっても、間接であっても、ステムテックのオポチュニティ（機会）が政府機関に承認または公認されたと説明または示唆しないものとします。

11.5 - 裁判管轄権と裁判籍

仲裁の対象とならない問題の裁判管轄権と裁判籍は、メンバーが在住する国の法律がその法律の適用を明示的に義務づけていないかぎり、米国カリフォルニア州オレンジカウンティにあるものとします。仲裁に関連するすべての問題には、連邦仲裁法が適用されるものとします。また、本契約に関連もしくは起因した、その他のすべての問題には、メンバーが在住する国の法律がその法律の適用を明示的に義務づけていないかぎり、米国カリフォルニア州法が適用されます。上述の内容にもかかわらず、ルイジアナ州在住者はルイジアナ州法に従い訴訟を起こすことが可能です。

11.6 - 仲裁

本契約、または本契約の違反に起因もしくは関連した論争や請求は、米国仲裁協会が、その商事仲裁規則の下で執り行う仲裁で解決されるものとします。また、仲裁人の仲裁判断は、それに対する裁判管轄権を有する裁判所に登録することが可能です。メンバーには、陪審審

理や裁判所の審理に対するすべての権利を放棄していただきます。メンバーが在住する国の法律がその法律の適用を明示的に義務づけていないかぎり、すべての仲裁手続きはカリフォルニア州オレンジカウンティで進められるものとします。メンバーが在住する国の法律がその法律の適用を明示的に義務づけている場合には、その国の首都で仲裁が行われるものとします。仲裁人は1名とし、米国仲裁委員会のパネルから選定した、商法上の取引に関する専門知識を持つ弁護士（ダイレクト・セールス業界に詳しい弁護士が望ましい）がこれを務めるものとします。仲裁の各当事者は、弁護士費用や申立費用を含め、自分の仲裁費用／経費に対して責任を負うものとします。仲裁人の決定は最終的にして、両当事者を拘束するものとしますが、必要に応じて、適切な管轄権を有する裁判所の判決に委ねることも可能です。仲裁に関するこの合意は、本メンバーシップ契約の終了もしくは満了後も存続するものとします。本「方針と手続き」のいかなる条項も、管轄権を有する裁判所に差押え状、一時的差止命令文、予備的差止命令文、永久的差止命令文、あるいは仲裁申立て、その他の手続きの前後、その最中、または仲裁、その他の手続きに関連した決定もしくは判断が下されるまでの間に、ステムテックがその利益を守るために与えられる、その他の救済方法を申請し、これを取得することを妨げるものではありません。

11.7 - 完全なる合意

本「方針と手続き」のこの記載内容は、その現在の形、およびステムテック・インターナショナルが単独の自由裁量で随時修正した場合には、その修正後の形で、本契約とマニュアルに組み込まれ、メンバーのメンバーシップとステムテックとの関係に関する当事者の合意のすべてを構成します。